

島根県報

号外第五五号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

平成十五年四月一日から施行することとした。

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の規定による規模を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

規則

目次

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項（用地対策課）一

ただし書及び第四条ただし書の規定による規模を定める規則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

（都市計画課）一

島根県規則第六十四号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の規定による規模を定める規則の一部を改正する規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の規定による規模を定める規則（平成八年島根県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第三条第三項ただし書及び」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第四条第一項の規定による届出がされている土地については、地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令（平成十四年政令第三百一十九号）附則第二条の規定により読み替えて適用する公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第三条第三項ただし書の規定により規則で定める規模は、なお従前の例による。

- ◇公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書及び第四条ただし書の規定による規模を定める規則の一部を改正する規則（規則第六四号）
- 一 規則の概要
- 公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定を整備することとした。
- 二 施行期日
- 平成十五年四月一日から施行することとした。

- ◇都市計画法施行細則の一部を改正する規則（規則第六五号）
- 一 規則の概要
- 都市計画法施行条例の一部改正に伴い、規定を整備することとした。（第一〇〇条・第一四条関係）

- 二 施行期日
- 都市計画法施行条例の一部改正に伴い、規定を整備することとした。（第一〇〇条・第一四条関係）

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

島根県規則第六十五号

島根県知事 澄田信義

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十六年島根県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十条（見出しを含む。）中「第七条第三号」を「第八条第三号」に改める。

第十四条（条例第七条の規則で定める距離及び区域）

第十四条（条例第七条の規則で定める距離は、一キロメートルとする。）

2 条例第七条の規則で定める区域は、条例第六条第一項第一号に規定する地域との境界から二キロメートルの範囲内とする。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。